

東広島市農業委員会令和8年4月（第4回）総会議事録

- 1 開催日時 令和8年4月28日（火） 10時00分から12時38分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 20人

本議席番号順

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
2	久保 伸 司	4	脇坂 俊 之	5	台川 洋 子
6	中務 秀 子	7	古川 みどり	8	杉本 源 藏
9	柏尾 博 明	10	荒谷 義 憲	11	村上 義 則
12	木原 省 五	13	財満 俊 子	14	仲伏 英 雄
15	高尾 昭 臣	16	大月 靖 規	17	土井 浩 文
18	在間 輝 昭	19	古本 啓 之	20	橘川 一 則
22	高木 昭 夫	24	住井 正 美		

- 4 欠席委員 4名

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	長原 毅	3	岡土居 正弘	21	小倉 亜紗美
23	高橋 久 雄				

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 11番 村上 義 則 委員 12番 木原 省 五 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第17号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興
地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見決定について

議案第18号 地域計画変更(案)に対する意見決定について

- 議案第19号 利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について
- 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請（継続審議分）について
- 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第24号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

(5) 報告

- 報告第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第17号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第18号 農地転用（農業用施設）届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

（農業委員会事務局職員）

事務局長	木 村 勝 美
局長補佐兼農地係長	松 下 健 司
農地保全係長	今 岡 健
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	小 田 美 香
農地係主査	豊 田 宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係主査	平 沢 成 典
福富支所地域振興課産業建設担当課長	小 西 直二郎
福富支所地域振興課産業建設係主査	平 賀 礼 仁
豊栄支所地域振興課産業建設係主任	福 田 博 司
河内支所産業建設課産業振興係主査	木 村 ゆかり
安芸津支所産業建設課産業振興係主査	蛇 持 憲 光

（農業委員会事務局以外の職員）

産業部農林水産課	
担い手支援係主任	近 藤 久美子
担い手支援係主任	酒 井 秀 宜
担い手支援係主任	藤 森 翔 子

議長	それでは、これより令和8年4月総会を開会いたします。 これからは、着席の上、議事進行いたしますので、よろしくお願いいたします。 在任委員数は24人中20人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立をしております。 日程第1の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、11番の村上委員、12番木原委員を指名いたします。 次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。 会期は、令和8年4月28日1日限りとしてよろしいでしょうか。
	< 異議なし >

議	長	それでは、会期は令和8年4月28日1日限りといたします。 続きまして、お配りした次第とは異なっていますが、先月の総会で提出がありました委員提出議案第1号の報告を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。
		< 異議なし >
議	長	ありがとうございます。 それでは、事務局の説明を求めます。
松下局長補佐		「農地法第5条の規定による許可案件に対する施工状況確認調査の実施について」の報告をいたします。 委員提出議案報告第1号の2ページをお願いいたします。 こちらが資料となっております。 令和8年3月27日、農業委員会総会において、申請図面にに基づく施工状況の調査が必要とされたため実施したものでございます。 令和7年2月総会議案第11号、申請番号12-5、13-6、14-7、15-8について、東広島市都市交通部開発指導課へ文書照会を行いました。 令和8年3月10日に東広島市都市交通部開発指導課が行った立入検査によりますと、のり面勾配計測箇所、合計19か所、のり面勾配基準値超過箇所、基準値は1対1.8でございます。18か所で行いました。 3ページの図面をご覧ください。 図面の①から⑱が計測箇所でございます。右側の枠内は、各計測箇所の計測結果でございます。平均勾配は33.63度、19か所中18か所が勾配基準値を超過となっております。 現在、東広島市都市交通部開発指導課が文書指導を行っており、是正中となっております。 説明は以上でございます。
議	長	事務局からの説明が終わりました。 ご質問、ご意見等がございましたらお願いをいたします。
高木委員		22番高木です。平均勾配が出してありますが、何の意味があるのでしょうか。法律に基づけば、一段一段が1対1.8、1割8分、30度ぐらい。正確に言うと30度よりちょっと低いと思うのですが。 それから、19か所のうち1か所だけ合っているっていうのは、どうやったらこんな風に見えるのか、ちょっとよく分かりませんが、何にしてもむちゃくちゃな話です。私も何度も行ってみますが、まず丁張がかけてないのです。土木工事をするのに丁張なしでどうやって工事をしているのだろうかと思っていたら、案の定、目見当で、昔から目八分って言うのです。見た目で大体8割ぐらいは合うけど、それ以上は無理だっていう話です。ところが、これは8割どころの騒ぎじゃないのです。 後ほど、また議案を提出させていただきます。詳しいことは後ほど述べますが、はっきり言ってむちゃくちゃだと思います。 以上です。
議	長	ありがとうございました。 ほかにご質問等はございませんか。
在間委員		18番の在間ですけれども、前にも話をさせてもらったのですが、調整池を下には当然つくってないのですけれども、もともと調整池は、一時転用で牧草地から牧草地になるから要らないのですけれども、工事中はどうしても雨水の流出係数が上がるので、当然調整池が要るのですけれども、直接上がって現地をみてはないのですけれども、高木委員が写真を撮られたのをちょっと見る限りは、調整池の容量がこの間僕が話した6,000㎡、市の担当者は6,000㎡より多いものが必要と言っているのだけれども、何回も言うのですが、6,000㎡といたら例のテニスコートの3面あるのが40m×50mあって、その3mの深さがあつたら6,000㎡なのですから、現地ではとても調整池には見えないですよ。そこもちょっと調査してもらいたいと思います。 以上です。
議	長	ありがとうございました。

議	長	ほかにはございませんか。
		< なし >
議	長	ないようですので、次に移ります。 事務局より説明をお願いいたします。
木 村 局 長		それでは、以前保留とさせていただいておりました●●の設置許可の取消し等を求める要求に対する回答につきまして、一回総会で諮らせていただいて、そこで一旦保留とさせていただいていたのですが、それからお時間をいただいている状況でございます。 本件の回答につきまして、12月の回答期限から時間が経過しておりまして、早急に回答させていただきたいと思っておりますところでございます。そこで、回答につきまして会長に一任させていただきたく存じますが、いかがでございましょうか。
		< 異議なし >
議	長	ありがとうございます。 会長一任の声がありましたので、会長一任でよろしいでしょうか。
		< 異議なし >
議	長	ありがとうございました。 それでは、会長一任の声がありましたので、会長一任とさせていただきます。 なお、回答につきましては後日報告させていただきます。 これより日程第3の議案審議に入ります。 初めに、議案第17号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」を上程いたします。 この案件は、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。
近 藤 主 任		それでは、議案第17号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」ご説明いたします。 配付させていただいております議案第17号の別紙1をご覧ください。 本案は、本年1月に受け付けました農業振興地域の農用地区域からの除外申出等に伴いまして、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により農業委員会へご意見をお伺いするものでございます。 今回の東広島農業振興地域整備計画の変更点につきまして、概要をご説明いたします。 議案の2から3ページをご覧ください。 農用地区域からの除外についてでございます。 本案におきましては、共同住宅、駐車場などを目的としたもの及び農業委員会総会にて報告済みである法務局照会による非農地回答に伴うものを合わせた14件、14,366.44㎡を除外しようとするものでございます。 以上、これらの各案件につきましては、庁内関係課及びJ Aなど関係機関と事前審査を行い、除外可否の判断を行ってきたところでございます。 なお、各申出地における土地改良事業の有無は、4ページに掲載しておりますので、ご確認ください。 その結果、一覧表にある14件については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項等の除外要件を満たすことから、除外を認めたいと考えております。 なお、今回の変更の際には、編入及び用途区分変更の申出はございません。また、除外による補助金の返還等の確認状況につきましては、7ページに記載しておりますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。
議	長	ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問等ありましたら、ご発言をお願いします。

住 井 委 員	24番の住井です。多面的機能の補助金の返還といいましたか、あれ多面的の補助金返還できますか。来年で切れるはずですが、途中でやめてもよいのでしょうか。
藤 森 主 任	やめたら基本的に返還になります。
住 井 委 員	いやいや、その多面的に入っている全体の責任じゃないのでしょうか。
藤 森 主 任	すみません、変更につきましては、集落協定があると思うのですけど。
住 井 委 員	そうですよ。
藤 森 主 任	そちらのほうから返還するようになって。
住 井 委 員	いや、でもやめられないでしょう、多面へ入っていたら。5年。いや、発言してください。
藤 森 主 任	途中でこういう除外が生じましたら、その都度報告をいただきまして、返還をいただくようにはしているのですけれども、すみません、私も多面の担当者ではないので、この案件がどうなっているのかというところに関しましては、またちょっと聞いてからご回答させていただきますてもよろしいでしょうか。
住 井 委 員	昨日多面の会議をしたのですが、入ったら5年間はもうそこは抜けられない、抜けると言ったら全体責任、全部の集落の金を返すということになっていると思うのですが。
藤 森 主 任	その面積分に対する返還は生じると思うのですが、具体的なこの個別案件に関しましては、ちょっとすみません、私が詳しい担当ではないので、上のほうに伺ってからまた回答させて頂いてもよろしいでしょうか。
住 井 委 員	はい。
議 長	よろしいですか。 ほかには。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第17号について、議員の異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 多数挙手 >
議 長	賛成多数ですので、議案第17号は異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたしました。 続きまして、議案第18号「地域計画変更（案）に対する意見決定について」を上程いたします。 この案件も東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。
酒 井 主 任	私からは、総会議案第18号「地域計画変更（案）に対する意見決定について」を説明いたします。 このたび、地域計画変更申出書の提出があったため、地域計画を変更するものでございます。 変更の内容、目的と件数について、●●の申請に向けた変更が1件、●●で農地転用の申請に向けた変更が1件、●●で農地転用の申請に向けた変更が1件、●●で将来の地域内の農業を担う者に位置づけるための変更が1件となっております。 地域計画に反映させた内容については、地域計画の変更（案）についてに記載のとおり、●●及び●●について、現状の集積率に変更がなく、経営体の面積についても、それぞれ252㎡と104㎡の変更のため、地域計画上の経営面積には変更ありません。 ●●について、現状の集積率に変更はありませんが、該当する経営体の面積がなくなることから経営体が減少いたします。ただ、面積が396㎡の変更のため、地域計画上の経営面積には変更はありません。 最後に、●●についてですが、農業を担う者に位置づけるため、経営体が増となりますが、経営面積が338㎡の変更となるため、地域計画上の経営面積には変更ありません。 地域計画の変更の今後の流れとしては、5月中に変更の公告を行う予定でございます。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
議 長	説明は終わりました。

議	長	ただいま農林水産課から説明がありました件について、ご質問、ご意見等がございましたら、発言をお願いします。
		< なし >
議	長	ないようですので、採決に入ります。 議案第18号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第18号は異議のない旨、東広島市長に回答することに決定をいたします。 次に、議案第19号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」を上程いたします。 この案件も東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。
酒 井 主 任		それでは、議案第19号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」ご説明いたします。 本案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定において、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書を策定するものであり、同法律第18条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めるものでございます。 なお、本案件は承認ではなくご意見をお聞きするものであり、いただいたご意見については農地中間管理機構へ回答し、広島県知事へ認可申請する添付資料となります。 それでは、議案内容の説明をさせていただきます。 貸付者45人、借受け者30人、145,039㎡を利用権設定するものでございます。 議案に係る説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
議	長	ただいま農林水産課から説明がありました。 本案は、本日配付しております資料2の議案第19号関係の欄にありますように協坂委員が関係者となっており、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。関係者分を先に審議することといたしますので、協坂委員におかれましては審議の間、退席をお願いします。
		< 協坂俊之委員、退室 >
議	長	それでは、議案第19号の議案のうち、関係者分について、ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。
		< なし >
議	長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第19号の議案のうち、関係者分について異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第19号の議案のうち、関係者分については異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 それでは、関係委員の方はお入りください。
		< 協坂俊之委員、入室 >
議	長	続きまして、議案第19号の議案のうち、関係者分以外について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いします。
高 木 委 員		ちょっと確認なのですが、●●さん2件あるのですが、これはどういう立場で農地を集積されるのでしょうか。
議	長	説明をお願いします。
酒 井 主 任		●●様の農用地の利用権設定についてなのですが、該当資料のほうに記載のとおりとなりますが、今回につきましては賃貸借という形で利用権が設定されるものになっております。 こちらについては、田のほうで利用権設定されておりますので、実際に●●が耕作等を

酒 井 主 任	行うものと思われます。
高 木 委 員	いや、私が聞いているのは●●が、例えば農地保有適格法人とか、要するに農地は株式会社が持つにはいろいろな制限がありますが、どの部分で●●、これまでも●●さんが預かっていたのですか。
酒 井 主 任	こちらについてなのですけれども、現在●●のほうで農用地を現状でお持ちかどうかについては、少し確認をさせていただきたいと思いますが、現在こういった形で農用地の利用を進められているところかと思います。 実際に、利用権の設定をするに当たりましては、定款等で法人が実際に農業ですとか農産物の生産等を行う旨が規定されているものに限り、設定の確認をさせていただいておりますので、適切に農業を実施されるものと考えております。
高 木 委 員	やられるかやられないかを聞いているのではなくて、法的にどの部分を使って農地集積されているのかなということを聞いているわけで、農地所有適格法人であれば、役員のうちの半数以上が年間160日以上農業に従事するとか、そういういろんな制約があるわけですから、どの法律をもってこれが集積できるのかというのを私は知りたいので、また後で教えてください。
議 長	以上よろしいですか。ありがとうございました。 ほかにはないですか。
	< な し >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第19号の事案のうち、関係者分以外について異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全 員 挙 手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第19号は異議のない旨、東広島市長に回答することに決定をいたします。 農林水産課の方は退席をお願いします。
	< 近藤主任、酒井主任、藤森主任、退室 >
議 長	次に、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊 田 主 査	それでは、総会議案の4ページをご覧ください。 議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」をご説明いたします。 今月は23件の申請がありました。申請地の田畑別の筆数、面積の内訳につきましては、10ページに記載のとおりでございます。 では、私からは申請の概要を説明させていただきます。 申請番号84－1から87－4、90－7、99－16につきましては、経営規模拡大のため、申請地を取得または使用貸借権を設定するものでございます。 申請番号88－5、89－6、94－11、95－12、96－13、106－23につきましては、新規就農のため、申請地を取得または貸借権を設定するもので、それぞれ大根、白菜の野菜や、栗やブルーベリーなどの果樹などを栽培する旨の営農計画書が提出されております。 なお、申請番号95－12につきましては、解除条件付の貸借によるものでございます。 申請番号91－8は自宅隣、100－17から102－19、104－21、105－22につきましては、経営地隣で耕作便利のため申請地を取得するものでございます。 申請番号92－9、93－10、97－14、98－15につきましては、耕作者へ譲渡のため申請地を取得するものでございます。 申請番号103－20につきましては、贈与のため申請地を取得するものでございます。 申請地は農地法第3条第2項に規定する不許可の要件にいずれも該当しないものと思われます。 説明は以上でございます。
議 長	説明は終わりました。

議 長	3条については4月から委員が現地を調査、確認ということで回られておりますので、それでは議案第20号について、担当委員の意見を伺います。 申請番号84-1、長原委員欠席のため、事務局より説明をお願いします。
豊田主査	84-1につきましては、高齢により耕作困難となった譲渡人から農地を譲り受け、経営規模を拡大される案件となっております。 現地は適正に管理されており、問題ないと判断しております。 以上です。
議 長	続きまして、申請番号85-2から86-3、岡土居委員欠席のため、事務局より説明をお願いします。
豊田主査	すみません、引き続き私から説明をさせていただきます。 申請番号85-2、86-3につきましては、高齢等により耕作困難となった譲渡人から農地を譲り受け、経営規模を拡大される案件となっております。 現地は適正に管理されており、問題ないと判断しております。 以上です。
議 長	続きまして、申請番号87-4、古川委員をお願いします。
古川委員	7番古川です。 申請地は、いい場所にありまして、やる人もしっかりした人でありまして、環境にも問題なく、条件が皆整っておりましたので、いいということになりました。 以上です。
議 長	申請番号88-5から89-6、財満委員をお願いします。
財満委員	すみません、13番の財満です。 申請番号88-5、これは4月24日に現地を見に参りましたが、譲渡人は高齢者で施設に入っておられ、受人は野菜を作付しようという計画を立てられています。別に問題はないと思います。 それと、89-6です。これも4月24日に現地を確認に行きました。地目は田畑となっておりますが、受人は野菜、果実園にしようとする案件です。これも別に問題はないと思います。 以上です。
議 長	続きまして、申請番号90-7から91-8、橘川委員。
橘川委員	20番橘川です。 まず、90-7、これにつきましては、名前を言っているのかな、書いてあるからいいのですね。●●さん、女性の方で●歳。近くで自分の土地がありまして、そこで小規模に野菜作り、基本的には無農薬を育てるということで栽培をしておられました。近くに4筆ほどあって、今から野菜作りを拡大したいと。後々、ネット販売も考えていますということで、実際に現地を確認すると、雑種地のような草もかなり生えていて、今回行ったときはきれいに草も刈られて、今から生産をしていきますという説明を受けました。 周辺の田畑、これも生産されている方もいらっしゃるのですが、よく問題が出ます農薬の関係ですとか、そういったようなこともないと。基本的に無農薬で生産するということで、私としてはいいと判断しております。 それと、この方はその地域に住まわれている方ではないのですが、地域の方々と会われたときに頻繁にいろいろと話をされていて、よい方だというふうに感じました。この90-7の方は、これで私はよいと判断しております。 それから、91-8、これについては、雑種地のように置いてありました、ちょうど三角のような、登記上は畑なのですが、家のすぐ近くにありまして、ここを購入、受けると話を聞いております。黒川推進委員と一緒に、4月26日に確認に行き、この方は地域でも4haぐらいのお米を生産されており、地域活動も比較的出られておられる方と聞いております。私は問題ないと判断しました。 以上です。
議 長	申請番号92-9から95-12、久保委員さんをお願いします。
久保委員	2番久保です。

久 保 委 員	申請番号の92－9番、それから93－10、これは地続きであります。もともと受人の●●さんが長年牧草を作って、利用権でやっておられたのですが、このたび●●さんが高齢であり、後継者もないというようなことから譲渡したいという話が出て、●●さんはいいいんですが、そこへ行くには道がないということで、その手前の●●さんと一緒に譲渡ということになっております。 もともと牧草で長年やっておられますので、問題ないというふうに思いました。 それから、95－12ですが、これは新たに●●さんが職員の研修圃場というような形で貸借権ですか、するということでございます。ちょうど場所的には瀬野との境ぐらいになって、非常に山に近いのですが、ちゃんと獣害被害の対策もされている圃場ですし、昨年までやっておられたということから、研修に使われるにはいいのではないかなと思っております。 以上です。
議 長	ありがとうございます。 申請番号96－13から97－14、高木委員。
高 木 委 員	22番高木です。 96－13につきましては、既に受人の方が田植の準備もされておりました、非常にきれいに整備されております。 それから、97－14につきましても、既に野菜が整然と植えられておりますので、どちらも問題がないと思います。
議 長	申請番号98－15、木原委員、どうぞ。
木 原 委 員	12番木原です。 譲受人が申請地を耕作しており、便利のため取得するものです。問題ないと思います。
議 長	申請番号99－16、脇坂議員お願いします。
脇 坂 委 員	4番脇坂です。 申請番号99－16番につきましては、4月18日に現地を確認いたしました。譲渡人が高齢となり、自宅近くに住む方が譲り受けて果樹を植える予定として、既にのり面の草刈り等もされて適正に管理されておりましたので、適正に管理されておるものと判断しております。よろしくお願いします。 以上です。
議 長	申請番号100－17から102－19、大月委員。
大 月 委 員	16番大月です。 僕が受け持ったところの現地確認につきましては、高橋委員と一緒に4月22日に現地確認をしております。 100番－17番ですが、どちらも●●にお住まいの方でございますけれども、引受人の方が●●におられますので、それが耕作をやっておられるみたいです。渡人のほうが、ちょっと高齢でもありますので、●歳と。譲渡される方は●歳という高齢の方なので、ちょっと心配はしていたのですが、子供さんや孫さんが耕作のほうに関わるということで、よいのではないかと考えております。現地も見ましたけれども、もう耕作をされて代かき等の準備をされていたので、問題ないと思います。 101－18は●●なのですけれども、この方も渡人が●歳と、譲受人が●歳という高齢でございますけれども、それがちょっと心配だったのですが、既にこの方が耕作をされておられますし、野菜を作付されているところでございましたので、これも問題ないかと考えております。 102－19ですが、これも●●地区なのですが、一応労力不足ということで渡人になっておりますけれども、●歳の方です。譲受人の方も●歳という高齢でございますけれども、長男の方が●歳で、次男の方が●歳ということで、共同でそこを管理されているようでございますので、現地も適切に管理されておるようでございましたので、これも問題ないと考えております。 103－20については、これは●●地区で●●を担当の高橋委員が担当されておりましたが、今日欠席ですね。ということで、一緒に回らせていただきましたけれども、●●の●●のところで、この渡人が長男の方で、譲受人の人が、これが妹の方ということで、住所

大 月 委 員	は違いますけれども、もう既に耕しておられて、水田を植える準備に入っておられてきれいに管理されておりますので、これも問題ないと思います。 104-21ですけれども、これも●●のほうでありましたけれども、一応遠方のためということで、●●にお住まいの●●さんへ預けられたということで、まだ耕しかけているような形の現状ではございますが、適切に管理されるものと思っております。 105-22ですけれども、これは●●の●●地区ですが、これも労力不足ということで●●さんへ譲り渡されるということでやっておられますけれども、ここもきれいに耕しておられて、既に水稻を植える準備をされておられましたので、周りの環境等も見ても問題ないということで判断いたしました。 以上です。
議 長	申請番号106-23、8番の杉本が担当なので説明をさせていただきます。 この現状なのですが、まず譲渡人が高齢者の方であるということで、受人は隣接地の住宅も持っておられて、近くであるということで、地域就農で行うことで周辺にも影響ないものと確認しております。4月20日に現地調査を行いました。 ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第20号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第20号は許可することに決定をいたします。 次に、議案第21号「農地法第4条の規定による許可申請（継続審議分）について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	議案11ページをお願いいたします。 議案第21号「農地法第4条の規定による許可申請（継続審議分）について」でございます。 12ページをお願いいたします。 先月からの継続審議分でございます。12件の申請でございます。 申請番号10-5から12-7は福富町、13-8から21-16は豊栄町、こちらにつきましては関連しますので、一括で説明をさせていただきます。 ●●と●●における一時転用事案、農地改良でございます。 申請地は農用地区域内農地で、申請人は●●にお住まいの酪農家の方でございます。申請人は、当該農地を水田の畑地化促進事業の伴走支援に申請し、認定を受けた水田を畑地化し、畑作物、飼料作物を栽培するため、転用許可申請をされたものでございます。 特に、畦畔を除去して集約と圃場の大区画化を図るものでございます。 本件は、農地法施行令第4条第1項第1号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、不許可の例外に該当するものでございます。 また、本申請地につきまして、農地所有者から畦畔除去に関する承諾書の提出があり、周辺地についても同じ土地所有者となっており、地域の下承は得られております。また、土砂災害等のハザードマップにおいては区域外となっており、道路等への雨水流出の懸念につきましては、排水路等の設置により対応するとのことでございます。 なお、申請者につきましては、地域の多くの農地を受けて耕作をされ、農地を守る観点からも貢献されていると考えております。本申請者が農地を受けない場合は、荒廃農地が増える可能性が多くなる可能性もございます。 以上のことから、周辺の営農に支障もなく問題はないと思っております。 以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農状況に支障を生じるおそれはないと考えることから、本議案を提出するものでございます。

松下局長補佐	なお、転用する農地の面積が30 a を超える案件や農振農用地の案件につきましては、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、全件を意見聴取をいたします。 こちらにつきまして、スクリーンを見ていただければと思いますが、先月と同じものになっております。こちらが●●で、こちらの黒い矢印が水の流れを示しております。青いものが水路で、こちらに水を流す形で考えておられます。こちらは、先月と同じなのですが、個別の農地になっております。 続きまして、●●になります。 継続分につきましては黄色い部分でございます。赤い部分につきましては、後ほど4月の申請の議案のほうで説明をさせていただくのですが、赤いところについては4月の申請、黄色いところについては今回の継続審議分となっております。こちらにつきましても、黒い矢印が水の流れになっております。水色の部分が水路となっております。水路に水を流すような形になっております。こちらにつきましても、先月と同様、個別の農地となっております。 説明は以上でございます。
議 長	それでは、議案第21号について、担当委員の意見を伺います。 申請番号10－5から12－7、在間委員お願いします。
在 間 委 員	18番在間ですけども、先月も話をさせてもらったように、田んぼには田んぼダムというか調整池、水をためる能力があるのですけれども、それを見込んで排水量も設計してあるのですけれども、僕は今、田んぼを沢山作って、水稻も大分作って10haぐらい作っていたのですけれども、例えば大雨が降ったとき、僕は●●へ勤めているのですけれども、雨が降るということがもういち早く分かるのですけれども、沢山降るときはその田んぼの排水口の堰板を全部外すのです。でないと、どんどん水位が上がってから、あぜを超してあぜが抜けてしまいます。というぐらい、大雨のときには水が沢山たまる状況があります。 それを利用して、といったらおかしいですけども、土地改良事業計画設計基準、そういうのをちょっとつけさせてもらっているのですけれども、これ圃場整備を設計するときの基準書なのですけれども、それをちょっと見てもらって、山のような形で、雨がだんだん強く降り出して、だんだん緩くなるのですけれども、そこで今の斜線がしてあるところ、だから沢山降るところを矢印で引き出しているのですけれども、斜線部分については一時地区内に湛水するっていうことは、田んぼの中にためてしまうよってことなのです。ためているってことは、そこから白いところ、横へ線を引いている計画排水断面に対応しているのは、そこから下の部分を断面決定するときに、その斜線部分は除外して考えたのです。 だから、田んぼの中にたまってしまいうから、それはすぐ出てこないから、排水路の設計には外すよってことなのです。これを、だから田んぼへたまらないような状態をつくると、排水路がこの斜線の分なのであふれてしまう、結局全部飛ばしたらそうなります。今の●●の分はかなり広い範囲で飛ばされるのですけれども、そういうことが起こるということで、既に申請者もこんなところを田んぼのあぜを飛ばしているところかなり面積があるのですけれども、どんどん飛ばしていくと排水路があふれるのもそうですけれども、例えば今黒瀬川は指定河川になって厳しくなったのだけれども、黒瀬川もそうだが、沼田川だって大雨のときには本郷が漬かったりするのです。行く行くは豊栄やら福富で降った雨は沼田川に流れて、本郷や三原のほうへ流れていくのですけれども、どんどんあぜを飛ばしていくと危険度が増すということだろうと思うのです。 だから、僕の思いでは条例化をして、あぜを飛ばすのは今、全然何の規制もないので、何ぼでも飛ばせるのだけれども、それはしないように条例化をしないといけないのではないかなと思っています。 そういうことで、許可できないと思っています。 以上です。
議 長	申請番号13－8から21－16、古本委員お願いします。
古 本 委 員	19番古本です。 先ほど専門的な説明があった後、説明はとても難しいのですけれども、今回、●●、●●を合わせてこの大区画化する、合計面積が3 haを超えるということで、●●の区画だけで

古 本 委 員	も1haを超える区画が確かにあります。そこを大区画化して牧草地にされるということだったと思うのですが、面積、筆数が多いので、3月に聴聞会ではないですが、来ていただいて話もいろいろ伺っております。 そして、その中で、先月継続審議ということになったのですが、この後、4条で追加の申請が出ます。それで、4月13日ですか、土井委員と事務局と、また再度現地を確認に行っております。それで、客観的な資料、また私、また事務局、内容等を客観的に見た場合に、内容的には許可できない案件ではないということ。今回この一時転用される方は、大区画化して農地を農地としてこれからも使用していくという内容です。それと、追加で排水の対策も取られるということです。特に周辺の農地に対して影響はないであろうという見方をしています。許可できない案件ではないので、この申請については許可できると考えています。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
古 川 委 員	7番古川です。 それでは、●●のほうは水がたまるように、水の被害がないようにすれば許可できるということですか。
在 間 委 員	はい。田んぼで残していればです。だから、俗に言う町とおしをやるのが、国の補助金の事業でもあるのですけれども、あぜを飛ばすに対して補助金を、今回、市も出すみたいなものだけでも、今回の分も補助金が出るかも分かんないですけども、許可になれば。別に、水がたまるようになったら問題ないと思います。
古 川 委 員	●●さんはそれをもう認識してらっしゃるのですね。
在 間 委 員	説明には行かせてもらって、この図面というか、この基準書を持って行って説明をさせてもらいました。ちょっとは納得できたかもしれません。国やら市、さっき言った補助金を出そうというふうにしているのですね。だから、もうちょっと自信満々ですね。だから、知ってはおられるけども、やる気満々です。
古 川 委 員	だから、条件付で許可ができるということですね。
在 間 委 員	すみません。条件は、だからまだ田んぼにしなくても斜めにしても、調整池をつくれば、水が、農地から今までどおりの水しか出ないことになれば問題ないと思うので、調整池をつくれば別に問題ないと思います。
古 川 委 員	それでは、●●のほうは出た水が処理できるようにされるのですか。
古 本 委 員	されるそうです。
古 川 委 員	それでは、●●のほうもされるのではないのですか。
在 間 委 員	今の処理をされるということは、流れている水がほかのどこへ影響がないように排水路のほうへ流れるように処理をされるということだと思います。僕が言っているのは、田んぼダム、だから調整池の能力はなくなるのですね、どんなにしても、調整池をつくらない限りは。そのまま全部流れて排水路へ出てしまうので。だから、そういう意味では、他の農地へも影響は出てくる。排水路があふれたら当然田んぼへ入って、農作物も被害はあるだろうけども、ひょっとしたら、あぜを超したらあぜが抜けてから、それを直さないといけないので、もうすぐ100万円、200万円、300万円ってかかるんです、そのあぜが抜けた場合です。●●なんてちょっとあぜが高いので。 だから、実際に補助金、補助額は農地の場合2分の1です。災害で補助金取っても。だが、実際には増嵩申請とか、激甚災害の指定を受けたら補助金があるので、実際には1割から2割ぐらいなのですけども、それにしても300万円かかったら30万円、60万円のなんで、かなりほかの農地へ影響はすると思います。
議 長	休憩をします。
	< 休憩 >
	< 再開 >
議 長	それでは、再開をいたします。

議 長	続きまして、先ほどの状況説明があったのですが、不許可とする理由を具体的に述べてください。お願いします。
在 間 委 員	さっきから話をさせてもらったように、今の沢山雨が降ったところについては、田んぼにたまらずに排水路へ出てくるわけですから、そしたらもう排水路があふれる。ということは、隣に当然農地があったり、宅地もあるのだけでも、そこへあふれて被害が、さっきも言ったように、もしあぜがずれたら個人負担が、かなり直すのに負担がかかるってことです。だから、ほかの土地へ影響が出るということで不許可だと思います。 今、だから、●●に出ている件はずっと市道のところを降りて県道を横断して、今度は県道の側溝へ行くのだけでも、その県道の排水路へいくときに直角に曲がるんです。当然こっちの反対には田んぼがありますから、あふれて田んぼへ入る可能性というのはかなりあります。それは雨の降る量によってですけれども、ちょっとひどく降ったらその田んぼへ入る可能性は多分にあるということで、影響があると思います。
議 長	今、具体的にということで雨が降ったときに水路等へ流れてきたものがあふれるというようなことを言われました。それを具体的にどういうふうにしたらよいのですか。考えをちょっと教えて欲しいです。
在 間 委 員	さっき言ったように調整池をつくって一遍に出ないようにするとか、排水路を改修して大きくするかですかね。その2つが考えられると思います。 僕も役場へずっと勤めていて、●●と●●なんですけども、あと圃場整備した後の維持というか、●●にいたりしたので、そしたら農家の人から田んぼの中に水が入っているのて来てみてくれっていう感じの電話がやっぱり入ってくるのです。感覚的にはそうなのだけれども、やっぱり圃場整備でつくった排水路というのは小さいなと思っています。 だから、あふれる可能性というのはかなり出てくると思うのです。あふれたら、先ほどの作物も被害を受けるし、あぜが抜けたらその工事費の負担が要るってことです。
議 長	今言われるように、昔は豪雨とか、地域によって雨量とか警報とか出た場合には、もう普通の場合、土木や何かだったら時間雨量、昔ですが1時間に10mmとか、24時間だったら240mm雨量が降ったら激甚とかというルールがあったと思うのです。今は雨がそれ以上の規模になっているのですが、それに合うように具体的に雨が降ったら水路の改修とかということを行っているのですね。そのあたりはどういうふうに思っているのでしょうか。 今、雨が降ると言っているけれども具体的にどのようなときを基準で考えられているのですか。
在 間 委 員	それは、どれくらい降るのかというのはちょっと分からないのですが、今頃のことだから1時間が80mm、90mm、100mmっていうのがざらにありますよね。この辺じゃ、まだ降ったことないですけど。でも、よそで言えば1時間で、そのくらい降る線状降水帯がちょうどいけば、もう1時間どころじゃない、何時間でも降り続けるのだけれども。 そうなったら、もう絶対にあっちもこっちもあふれるのだけれども、そういう可能性をつくっていくということがいけないのではないかなと思います。
議 長	うちのほうでちょっといろいろ基準があるのですが、許可の判断基準といたしましては、客観的資料があり、被害の内容が具体的かつ被害防除設置等が不十分である場合は不許可となるというのがあるので、抽象的には、仮定的な理由というだけでは農地法上の不許可の理由とはならないと書いてあるのです。 ほかに意見はありませんか。
土 井 委 員	17番土井ですが、●●さんのやっておられるあぜを飛ばす事業というのは、うちのほうでもう先にやられている感じの事業なのですが、これ実際に被害が出ているところがあります。大雨が降ったら、下が田んぼじゃない道路なのですが、道路のほうに土砂が流れて出て、たくさん出たなというような話をしているのもあるし、何軒かはそういったような、直接下に田んぼがあるようなところもあるし、不許可にする理由がないのです、これ。在間委員には申し訳ないのですが、不許可にする理由もない。 今後、こういう法律をつくっていかないと、条例か何かつくっていかないと、極端に言うたらやりたい放題なのです。だから、そこら辺を考えてもらいたいなと。やって、補助金が出て、やりたい放題やって、不許可にしたいのですがそうもいかないの、書類上は問題ないので難しいのですが。ということで、反対意見でもないのですが、参考までに。

議	長	休憩をちょっと取らせてください。
		< 休憩 >
		< 再開 >
議	長	休憩を解きまして再開いたします。
柏 尾 委 員		9 番柏尾です。 許可をするのであれば、線状降水帯がもう東広島でも昨年も発生をしておりますし、昨今はゲリラ豪雨でどれだけどこに大量に降るか分からんわけです。在間委員がおっしゃるように、あふれる可能性もゼロではないわけでありますので、この際、申請者に条件付で、もしかしてそういう災害があつて被害が発生した場合には、申請者の責任において原状回復なり補償をするという条件付で許可をされたらいかがでしょうか。災害が起こる可能性はゼロではないわけです。そのように思います。
議	長	暫時休憩します。
		< 休憩 >
		< 再開 >
議	長	再開します。 度々すみません。
木 村 局 長		先ほど柏尾委員のご意見なのですが、そういった条件をつけてというのが農業委員会としてできないと考えるので、できればその意見を付してという内容で検討をさせていただければと思うのですが、いかがでしょうか。
議	長	ほかには今の関連であれば。ないですか。
		< なし >
議	長	申請者の人は排水対策をするということで出ていますので、何かあつてまた再度ということになったら、本人でまた申請を出してもらえばと思っております。 それでは、ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第21号について、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、いずれも広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象となっておりますので、許可意見を付して意見聴取し、その回答が許可されることに異議ありませんとのことであれば許可することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 多数挙手 >
議	長	賛成多数ですので、議案第21号は、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、その回答が許可されることに異議ありませんとのことであれば許可することに決定をします。
木 村 局 長		申し訳ございません。 先ほど農林水産課のほうが一たび保留とさせていただきました件につきまして、回答をここでさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
近 藤 主 任		先ほどご質問いただきました多面的機能支払交付金についてなのですが、ご指摘のとおり原則5年間は農地として維持管理するものとして交付をしておりますが、その5年間の間に状況が変わった場合につきましては、該当の除外する面積分につきまして、活動組織からご返還いただくということになります。 以上です。
住 井 委 員		遡って返さないといけないですね。
議	長	ちょっと待ってください。
住 井 委 員		もう詳しい人を連れて来てください。おかしいですよ。
藤 森 主 任		すみません。多面的機能支払交付金の詳しい概要については、この総会ではなく、また個別で対応させていただくことは可能でしょうか。
住 井 委 員		それでよい。みんなももらっているだろう。
高 木 委 員		みんなもらっていますよ。
住 井 委 員		みんなもらえます。
高 木 委 員		私もやります。
議	長	高木委員の回答でよろしいですか。

住 井 委 員	よい。また後で、後でいいです。
酒 井 主 任	利用権設定の関係でご質問いただいた内容についてお答えいたします。 ●●についてなのですが、●●におきまして、昨年度より農地の集積を行われております。利用権設定に関する意見聴取につきましても、3月の総会にて、貸付者5名、全部で●●㎡の利用権設定について意見聴取をさせていただいたところとなっております。 こちらの根拠といたしましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づきまして賃借権の設定を行っております。こちらについては、農地所有適格法人に該当する必要性がなく、耕作者の農作物の生産が適切に行われることを確認するために、現在、市におきましては法人の定款を確認するものとしております。 今回、●●様の定款におきましては、農作物の生産加工販売事業を営む旨の内容が記載されております。回答は以上となります。
高 木 委 員	了解しました。
議 長	ありがとうございました。 それでは、退席してください。
	< 近藤主任、酒井主任、藤森主任、退室 >
議 長	次に、議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	議案の16ページをお願いいたします。 議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。 17ページをお願いいたします。 今月は7件の申請がございました。 申請番号22－1でございます。 ●●における墓地への転用事案でございます。申請地は第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、遠方にある墓地を移転するため、転用許可申請されたものでございます。なお、墓地の許可申請につきましては担当部局に提出済みでございます。 続きまして、申請番号23－2でございます。 ●●における農業用施設への転用事案でございます。申請地は農振農用地で、申請人の法人は●●で耕作を行っておられます。土間コンクリート敷きの育苗用ビニールハウスを設置するため、このたび転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行令第4条第1項第2号イ農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供する場合として、農振農用地の不許可の例外に該当いたします。なお、申請地は許可を得ることなく設置されていたため、始末書を徴収しております。なお、農振農用地につきましては令和8年3月16日付で区分変更済みとなっております。 続きまして、24－3でございます。 ●●における墓地への転用事案でございます。申請地は第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、遠方にある墓地を移転するため、転用許可申請をされたものでございます。なお、墓地の許可申請につきましては担当部局に提出済みでございます。 続きまして、申請番号25－4から28－7は関連しますので、一括して説明をさせていただきます。 ●●における一時転用事案（農地改良）でございます。なお、本申請は、先ほどご審議いただきました3月申請の継続分以外の部分、赤色の部分でございます。申請地は●●の北西約2.3kmに位置する農用地区域内農地で、申請人は●●にお住まいの酪農家の方でございます。申請人は、当該農地を水田の畑地化促進事業の伴走支援に申請し、認定を受けた水田を畑地化し、畑作物、飼料作物の栽培を行うため、転用許可申請をされたものでございます。特に畦畔を除去して集約と圃場の大区画化を図るものでございます。本件は、農地法施行令第4条第1項第1号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、不許可の例外に該当するものでございます。

松下局長補佐	また、本申請地につきましては、農地所有者から畦畔除去に関する承諾書の提出があり、周辺地についても同じ土地所有者となっており、地域の下承は得られております。また、土砂災害等のハザードマップにおいては区域外となっており、道路等への雨水の流出の懸念につきましては、土水路の設置とかによる対応をするとのことでございます。なお、本申請地につきましては、地域の多くの農地を受けて耕作をされ、農地を守る観点からも貢献されておられます。本申請が受付できない場合は、荒廃農地となる可能性が大きいでございます。 以上のことから、周辺の営農に支障もなく問題ないと考えております。 以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと考えられることから、本議案を提出するものでございます。 なお、農振農用地の案件は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、23－2及び25－4から28－7につきまして意見聴取をいたします。 以上、ご審議をお願いいたします。 説明は以上でございます。
議 長	それでは、議案第22号について担当委員の意見を伺います。 申請番号22－1、木原委員。
木 原 委 員	22番木原です。 申請番号22－1番は、4月13日に脇坂委員と現地を確認いたしました。申請人は隣接地にお住まいの方でございます。申請人は、山の中にある墓地を住宅近くに移転するため転用するものです。申請地周辺は作付しておらず、墓地になっても周辺の営農に支障はなく問題ないと思います。
議 長	申請番号23－2、土井委員。
土 井 委 員	17番土井です。 先日、4月13日に古本委員と一緒に現地に赴き確認いたしました。ホール育苗が行われとの関係で、コンクリートに覆われておりました。水の排水対策なのですが、範囲内には漏れ出ている様子がなかったので、大丈夫と確認し、帰らせていただきました。 以上です。
議 長	申請番号24－3、高尾委員。
高 尾 委 員	15番高尾です。 24－3の申請地は、申請者の農地の中にあるので、特別問題はないと思いますので。4月13日に仲伏委員と事務局の松下さんと一緒に見てまいりましたが、特別問題はないと思います。 以上です。
議 長	申請番号25－4から28－7、古本委員。
古 本 委 員	19番古本です。 これは先ほどの継続審議になったところの間のところを今回4条で取得されて、工事のための一時転用をするという内容です。区画が同じところなので説明は同じ説明になりますけれども、確認したところ周辺の農地への影響はないと見ております。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第22号について、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、いずれも広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象となっておりますので、許可意見を付して意見聴取し、その回答が許可されることに異議ありませんとのことであれば許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 多数挙手 >
議 長	賛成多数ですので、議案第22号は、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機

議 長	構に意見聴取の上、その回答が許可されることに異議ありませんとのことであれば許可することに決定をいたします。 次に、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
小 田 主 査	それでは、総会議案の19ページをご覧ください。 議案第23号について、概要の説明をいたします。 今月は29件の申請がありました。申請地の田畑別の筆数、面積の内訳については、総会議案の17ページをご覧ください。 申請番号60－1から70－11は、建売住宅及び駐車場への転用事案で、●●に本店を置き、土木一式工事等を営む譲受人が転用しようとするものです。 申請番号71－12は、建売住宅及び駐車場への転用事案で、●●に本店を置き、不動産の売買等を営む譲受人が転用しようとするものです。 申請番号72－13は、資材置場及び駐車場への転用事案で、●●等で資材の解体業等を営む譲受人が利用するものです。 申請番号73－14は、仮設事務所及び駐車場への一時転用事案で、●●に本店を置き、半導体素子の開発等を営む譲受人が、許可後3年間利用しようとするものです。 申請番号74－15は、事務所及び駐車場への転用事案で、●●に本店を置き、土木工事業等を営む譲受人が利用しようとするものです。 75－16は、駐車場への転用事案で、●●に本店を置き、建設工事の請負等を営む譲受人が利用しようとするものです。 76－17、77－18は、資材置場への一時転用事案で、スマートインターチェンジの工事をする企業体である譲受人が、建設発生土の仮置場とするため、令和9年6月20日まで利用しようとするものです。 申請番号78－19は、駐車場への転用事案で、●●に事務所を置き、福祉事業を行う譲受人が、従業員の駐車場として利用しようとするものです。 申請番号79－20は、太陽光発電設備への転用事案で、●●に本店を置き、太陽光発電設備の売電等を営む譲受人が利用しようとするものです。 申請番号80－21は、資材置場及び駐車場への転用事案で、●●に本店を置き、土木工事の請負等を営む譲受人が利用しようとするものです。 申請番号81－22、82－23は、蓄電施設への転用事案で、●●に本店を置き、太陽光発電システムの設計等を営む譲受人が利用しようとするものです。 申請番号83－24から85－26は、変電所への転用事案で、●●に本店を置き、一般送配電事業等を営む譲受人が利用しようとするものです。 申請番号86－27は、一般住宅及び駐車場への転用事案で、●●で借家にお住まいの譲渡し人の子が住宅を新築しようとするものです。 申請番号87－28は、農業施設への転用事案で、近隣で農地を耕作する譲受人が利用しようとするものです。 申請番号88－29は、資材置場への転用事案で、リサイクル事業を営む譲受人が、事業拡大のため利用しようとするものです。 申請番号60－1から72－13、75－16から82－23、86－27、88－29は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地、申請番号71－12は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。 申請番号73－14は、農用地区域内にある農地等で、農振農用地ですが、農地法施行令第11条第1項第1号仮設工作物の設置その他の一時的な利用のために行うものであって、当該目的を達成する上で、当該農地等を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして、農振農用地の不許可の例外に該当いたします。 申請番号83－24から85－26は、良好な営農条件を備えている農地等で、第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号ホ公共性が高いと認められる事業として、土地収用

小 田 主 査	法その他の法律により土地を収用し、または使用することができる事業として、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。 なお、申請番号83-24から85-26は、令和8年3月6日に農振農用地から除外済となっており、申請番号27-28は、農振用途区分変更見込みとなっております。 また、申請番号74-15は、申請地が既に転用目的の用に供されていたため、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させております。 農用地区域内農地や第1種農地等の案件は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付した一覧表のとおり意見聴取いたします。 以上で議案第23号の概要説明を終わります。
議 長	それでは、議案第23号について、担当委員の意見を伺います。 申請番号60-1から70-11、岡土居委員欠席のため、事務局より説明をお願いします。
小 田 主 査	岡土居委員が欠席ですので、意見を代読させていただきます。 4月13日、長原委員、事務局職員と現地確認をいたしました。建売住宅及び駐車場への転用事案ということです。周辺農地への影響はなく、問題ないと思います。 以上です。
議 長	申請番号71-12から72-13、仲伏委員をお願いします。
仲 伏 委 員	14番仲伏です。4月13日、高尾委員と事務局職員と3名で現地を確認いたしました。 まず、71-12ですけれども、現在●●が麦を植えております。周辺は、ちょっと開発が進んで、もう宅地化されていて、農地はこの今麦を植えている農地と、その周辺に一部この渡人の農地があるのですけれども、それだけで、周辺が農業をするのに支障はないと判断をいたしました。 続いて、72-13ですけれども、申請地は今、草地という状態です。渡人の持家がその隣にあるのですけれども、受人は、今、空き家になっておりますけれども、空き家を購入して、さっき説明があったようにちょっと事業を行うみたいなのです。その家に入るのに、ちょっと急カーブの急斜面で車が入るのに困難な状態なので、その下に草地、この申請地があるのですけれども、ここを購入して資材置場、駐車場にすることです。その隣はやはり草地で、またここは2号線の側道等になっていて、周辺が農業するのにあまり支障がないと判断しましたので、一応許可できるものと思っております。 以上です。
議 長	申請番号73-14から77-18、財満委員。
財 満 委 員	すみません、13番の財満です。 申請番号73-14から16、76-17と75の説明をします。 申請番号73-14は、●●が仮設現場として事務所、駐車場として使用するものです。申請地は整地されており、周辺営農に支障はなく問題はないと思います。 74-15です。これは建設する会社の事務所、駐車場に利用しようとするものです。申請地は整地されており、既に使える状態になっております。別に問題ないと思います。 75-16、これは●●が駐車場として利用するもので、申請地は整地されており、周辺の営農には支障はありません。これも問題ないと思います。 それから、76-17は、●●がスマートインターチェンジ工事に発生する土を仮置場に利用しようとするものです。周辺の営農に支障はなく問題はないと思います。 以上です。
議 長	申請番号78-19、橘川委員。
橘 川 委 員	20番橘川です。 申請番号78-19、これについては、事務局の方3名、それから私、推進委員の黒川委員を含めて5名で確認に参りました。この地は登記上、畑にはなっています。ですけど、草は刈ってありましたが、もう何十年も使われていないと思えるぐらいのところで、先ほど説明のありました福祉施設、老人介護ホームなのですが、こちらのほうも拡張されるということで駐車場がないということで、こちらを駐車場として利用するというふうに伺っております。周辺には、この地の駐車場としている下側に2筆、3筆ぐらいの農地、稲作をされている方がいらっしゃるのですが、ここに例えば駐車場として埋めたりしても支障がないと、私と黒川委員含めて問題ないと解釈をしております。

橘 川 委 員	以上です。
議 長	79－20から82－23、脇坂委員。
脇 坂 委 員	4 番脇坂です。 4 月13日に、木原委員と事務局の方と現地確認を行いました。譲受人の法人が太陽光パネルを設置するということで現地を確認しまして、周辺の農地等について支障がないと判断はしております。 80－21につきましては、資材置場への転用ということで、これにつきましても草刈り等もきれいにされておりましたので、周辺農地についての影響はないと考えております。 次に、81－22と82－23につきましては、蓄電池の設備への転用でございますけども、これにつきましても水路等への影響もなく、農地の影響もないと考えております。 以上です。
議 長	申請番号83－24から85－26、高木委員。
高 木 委 員	22番高木です。 去る 4 月13日に事務局と現地を確認いたしました。前は河川、それから後ろは宅地ということで、周辺農地には一切被害が及ばないということで、適正だと思います。
議 長	申請番号86－27から87－28、台川委員。
台 川 委 員	5 番台川です。 これより着席の上、報告させていただきます。 4 月13日、事務局職員 3 人と現地を確認いたしました。 申請番号86－27は、譲渡人の子が実家の近くに住宅を新築するものです。 申請番号87－28は、近隣で耕作している譲受人が農業用倉庫として転用するものです。 いずれの申請地についても、周辺農地への影響はなく問題はないと思われます。 以上です。
議 長	申請番号88－29、村上委員。
村 上 委 員	11番村上でございます。 申請番号88－29は、去る 4 月14日に事務局の職員と現地を確認いたしました。土地を受ける人は●●で鉄のリサイクル業をしており、事業拡大のため資材置場を確保するものです。なお、申請地は県道に接しており、資材の搬入、車両の出入りが便利で、かつ農営地からは県道を挟んでかなり離れており、営農には問題ないと思います。 以上です。
議 長	以上で説明が終わりました。ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。
	< な し >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第23号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 多数挙手 >
議 長	賛成多数ですので、議案第23号については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、その回答が許可されることに異議ありませんとのことであれば許可することに決定をいたします。 次に、議案第24号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
今 岡 係 長	それでは、別紙 4 になります。 議案第24号の資料のお願いをいたします。 説明の前に、1 点資料の訂正をお願いいたします。 本日、資料 5 として正誤表をお配りしておりますものになります。別紙 4 の議案第24号 1 ページの真ん中、2、農家・農地等の概要の左の表になります。そちらに、農業経営体数の経営体数について3,055と記載しておりますが、正しくは3,039でしたので、訂正をさせていただきます。申し訳ございませんが、資料の訂正をよろしくお願いいたします。

今岡係長	3,055を3,039に訂正お願いします。 それでは、内容の説明をさせていただきます。 農業委員会では、毎年度最適化活動の目標を設定することになっておりまして、農業委員会の状況のほか、農地の集積、遊休農地の解消などの主な目標、それから最適化活動を行う日数などの活動目標について記載することになっており、本案は令和8年度の最適化活動の目標設定の案として策定をしたものでございます。 それでは、ページをお開きいただき、議案の1ページをご覧ください。 1、農業委員会の状況でございます。 こちらには、現在の農業委員会の体制と農家、農地、担い手の状況などについて記載しております。 続いて、2ページをご覧ください。 2、最適化活動の目標でございます。1、最適化活動の成果目標の(1)農地の集積についてですが、①の現状には、令和7年度末現在の管内の農地面積、集積率などの数値を記載しております。 その下の②は、今後の目標を記載したものでございます。 目標につきましては、令和12年度末で集積率43.4%としております。こちらの目標値は、県から担い手への農地の集積率の目標値として示されている目標値で、令和4年度から同じ数値となっております。 続きまして、今年度の新規集積面積や今年度末の集積率などについては、この令和12年度の目標値と令和7年度末時点の現状等を基に段階的に目標値に近づけるよう設定したもので、今年度の目標集積面積は257haとしております。 次に、(2)の遊休農地の解消についてです。 ①の現状では、令和7年度の農地パトロールで遊休農地と判定された農地面積を記載しております。 その下、②の目標については、国からの通知で、令和3年度の遊休農地を基準とし、これを5年間で解消することとされておりますことから、単年度当たりの解消目標面積を記載しております。 それから、2つ下のイ、新規発生遊休農地の解消については、令和7年度に遊休地となった面積を解消目標としております。 続いて、3ページをお願いいたします。 3ページ、(3)新規参入の促進についてです。 ①の現状については、過去3年間の認定新規就農者の経営体数と、その集積面積を記載しております。 令和7年度は、新規参入者の件数は1件でございます。 ②の目標は、新規に就農を希望される方へ貸付けが可能で、かつ公表も可能な農地面積を目標値とすることとされております。 こちらについては、過去3年間における農地の権利移動面積の平均値の1割の16.56haとしております。 次に、2番の最適化活動の活動目標についてです。 (1)推進委員などが最適化活動を行う日数目標は、一月当たりに委員さんが行う活動日数の目標で、昨年度と同様、月6日以上を目標とさせていただいております。 次に、(2)活動強化月間の設定目標でございます。 こちらは、農地パトロールとは別に、年間3か月以上の活動強化月間を設定することとされておりまして、例年、農地パトロール前後の期間を強化月間として設定させていただいております。今年度は、6月、10月、11月を設定させていただいております。 最後に、(3)新規参入相談会での参加目標についてです。 こちらは、県が実施する新規就農希望者を対象とした相談会に、1人以上の委員に参加していただくことを目標としております。 議案第24号についての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
議長	事務局から説明が終わりました。 ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第24号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第24号については原案のとおり決定することといたします。
高 木 委 員	22番高木です。 本総会に委員提出議案を提出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいま高木委員から委員提出議案を提出したいとの申出がありまして、本案の取扱いについて確認が必要なので、暫時休憩します。
	< 休憩 >
	< 再開 >
議 長	再開いたします。 ただいま高木委員から委員提出議案が提出されました。 本案について、本日の総会に上程し、審議するかどうかについて委員の皆様方にお諮りをします。 本案を本日の総会に追加上程し、審議することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成です。本案につきましては、総会に追加上程し、審議することに決定いたしました。 それでは、本案を委員提出議案第2号とし、審議に入りたいと思います。 委員提出議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可の一時停止について」を上程いたします。 提出委員さんからの説明を求めます。
高 木 委 員	時間超過で申し訳ないのですが、人命がかかっておるということもご理解いただいて、時間を頂戴して議案を提出させていただきましたので、よろしくお願いいたします。 資料、議案の表紙ですが、そこに記載しております提出者は私ですが、その他6名の方の賛同者を得ておりますので、適法にこの提出議案は採択されるものと思います。 2ページ目ですが、読んでみます。 東広島市農業委員会令和7年2月総会において、許可意見を付して許可することとした議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」の申請番号12-5、13-6、14-7、15-8について、申請図面と異なる施工であることが判明したことから、農地の一時転用による農地改良に伴う土砂の埋立許可を一時停止するというものでございます。 提出理由につきましては、書いておりますが、最初にこの委員会で資料として提出されました業者が測った勾配の表、図面を皆さんのところに配っておられると思いますが、この図面をいただくのが今日だったものですから、これを待つわけにいかなかったわけがありますので、●●の方と一緒に土地家屋調査士に依頼して、こののり面勾配を測らせていただきました。その結果、先ほどの事務局の説明でもありましたように、のり面勾配が基準を大きくオーバーしておるということでございます。 それと、埋立事業者が令和8年4月8日付の中国新聞記事で、勾配が基準より急傾斜となっていることを認めております。また、令和8年4月11日付の中国新聞記事で、高垣東広島市長も現地ののり面勾配が東広島市と広島県の各条例に違反しているということを認めておられます。 このことから、先ほど言いましたように●●が土地家屋調査士に依頼し、確認のための測量を行ったところ、全ての地点で条例に定める傾斜角30度を大きく超える違法埋立てであることを確認しました。よって、埋立事業者が申請図面に記載のとおりのにり面勾配を改修し、安全が確認されるまでの間、農地の一時転用による農地改良に伴う土砂の埋立許可を一時停止するというので、この議案を提出させていただきました。 皆さん、図面を見てもらって分かるように、一番急なところは普通に言うと1割2分という勾配、39度です。30度で申請しても、それでも崩れることもあるわけですが、それよりすごい起こしておられるのです。これだけ測って1か所だけ、ここの1か所がおかしい

高 木 委 員	のですが、ほぼ全てのところで急勾配にしているということは、安全性は絶対に担保されていないということでもあります。 よって、農業委員会の権限がどこまで及ぶか私は分かりませんが、許可取消しということになればなかなか手続は難しいのですが、たちまちこの勾配を業者の方は修繕すると、改修するというふうにおっしゃっていると聞いておりますので、それが完了するまでは土砂の搬入は厳に慎むべきだというふうに思います。にもかかわらず、毎日、昨日も田んぼでトラクターに乗っていましたら、この処分場に行くダンプカーが列をなして朝から晩まで土砂を運んで埋め立てております。違法であることがはっきりしておるのに何でこれが許されるのかと、日本は法治国家なのかと私は思います。 皆さんのご理解をいただいて、●●の皆さんの暮らしと命を守るためにぜひともご賛成をいただきたい。そして、一時停止にして、完了した後ではまたこの埋立てができるかどうかについては再度皆様とご審議していきたいと思います。 なお、この一時停止ということになれば、業者に対する不利益処分ということですから、弁明の機会も与えないといけなく法律には書いてあると思いますので、そこらも勘案して、事務局にしっかりと対応していただくようにしていただきたい。たちまちこの提出した議案については、皆さんの賛同をもって可決していただきたいと思います。 以上です。
議 長	説明は終わりました。 ほかの委員さんから何か説明についてご意見ありますか。
村 上 委 員	11番の村上ですが、高木委員のやっていることはごもっともだと思うのです。 けども、もう今日も雨が降っているし、もう2か月ほどしたら梅雨に入るじゃないですか。だから、梅雨に入ってから、いや、違法だ、中止だというようなことを言っていたら、ずれますよ、これ。 だから、取りあえずは横のボーリング、これが一番有効かなと思うのです。こういったことを早急に片方はしておかないと、このまま放つといて、議論を私らしておりますといつて、ずれたら誰が責任取るのです。市長なんて、よく分かってないですよ、本当に。 だから、農業委員会としてどこまで権限があるのかが私も分かりませんが、何らかの対応を打っておかないと、それが空振りに終わってもいいけれども、何かしておかないと、危ない危ないといつて、ほんまにずれたら誰が責任取るのです。業者なんて銭を出しはしないです。というように思いますので、次の一手をなるべく早くやるようにしたらどうでしょうか。 以上です。
議 長	ありがとうございます。
高 木 委 員	22番高木です。 先ほど村上委員から力強いお言葉をいただきました。私もそう思うのです。この梅雨を本当に安全に越せるかというのは、誰も分かりませんが、統計的には非常に危険です。しかも、もう35mいっているのです。それなのに奥に、30度の勾配より奥ならいいわといって開発指導課は言っていますが、そんなばかな話はないのです。 ぜひとも一時停止、最低でも一時停止をさせていただいて、弁明の機会は早急に設けていただいて、執行していただくようによろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 ほかにはご意見、ご質問はないですか。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。
小 田 主 査	こちらの議案の採決をということではあるのですが、一応事務局として法的なところの説明だけさせていただきます。 こちら、許可を一時停止ということではあるのですが、農業委員会について県から移譲されているもの、権限の範囲内というものは県から移譲されているもの、また農地法に規定されているものということでありまして、こちらの許可を一時停止するというのは権限の範囲外になりますので、採決をしてもその採決は効力がないといったところにはなります。

高 木 委 員	22番高木です。 当然ながら、県の農業会議の意見を付して上申して、その許可を得なければ効力が発生しないことは私も知っております。ということから、それに併せて不利益処分する場合には弁明の機会を与えなきゃならないということもありますので、それらも含めて、可決してそれが即執行できるわけではないということは重々承知しておりますので、それも含めて皆さんご理解いただいた上で、まずは可決して、業者に早急に対応さすということが私は大事だと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。
小 田 主 査	すみません、補足で説明させていただくのですが、可決をされてもそれは無効という意味であって、業者に対して何か執行要求できるというふうな力は何もないということになります。 あと、事務局に対してということでおっしゃられているのですが、農業委員会としての対応となりますので、よくよくご検討いただきますようよろしく願いいたします。
高 木 委 員	先ほど村上委員からありました。崩れたら誰が責任取るのかという話です。法律論で全ての物事が動くのならこんなことは起きてないのです。最初からきちっとやっていたら済んでいる話です。 今になって、1段目から違うということは最初から計画的ですよ、これは。悪徳業者です。言葉は悪いですが。全然、丁張かけたのを見たことないです。普通、盛土するときには丁張をかけるのです、普通は。これ目見当でやるとるじゃないですか。こんな業者の肩を持ってどうするのですか。 それは法律でいいか悪いかって議論する以前の話です。人の命がかかっている。そして、法を法とも思わない、ちょっと長くなって申し訳ないですけど、図面にはのり枠をやることになっているのです。これ法的にも埋立土の3分の1以上ののり枠をやらないといかんのです。前回のときに皆さんに見てもらったもう一つの処分場は、きっちりのり枠を組んでいます。ここはのり枠すらないのです。 しかも、農業委員会事務局、開発指導課、何遍も行っているのに、あれが見えなかったのですか。ないということが何で分からなかったのですか。これは、行政のミスもありますよ。これ、万が一崩れたときには、開発指導課は市長部局ですから、本来であれば市長の責任が問われる話です。 そこで事務局長にお伺いしますが、これは何で農業委員会で審議しているのでしょうか。
木 村 局 長	第5条による申請が提出されたことによるものでございます。 以上です。
高 木 委 員	22番高木です。 この申請図面、私は担当の地区ですから図面をもらいましたが、これ残土処分場といって書いてあるのです、図面であれば、4条、5条で、本人であれば4条、今みたいに埋立事業者がやるのであれば5条ということですが、こうなったら農業委員会の所管じゃないのです。所管なのですか。
木 村 局 長	第5条に申請が出たことによるもので、その辺、受付した際に内容等を審査した上で、上程させていただいたものでございます。
高 木 委 員	22番高木です。 これ、農地の一時転用だから農業委員会の管轄なのですよ。残土処分場であれば、これは農業委員会の所管じゃないのです。最初の1回だけ。許可するかどうかな話なのです。継続して何で農業委員会が持っているのです。ということは、農地の一時転用ということで許可されているのですよ、これ。 農地の一時転用ということになれば、最終的には農地に戻すのですよね。一時転用許可申請は、原則として改良後に当該農地などで耕作を行う者から行うと。この申請は、だから、農地所有者しかこの一時転用は申請できないのです。間違いないですか。
木 村 局 長	現在はそのような取扱いになっていると思っております。
高 木 委 員	22番高木です。 そもそもこれが一時転用と言えるのですか。農地の一時転用というのは、さっきも言い

高 木 委 員	ましたように、まだ言ってなかった。農地の一時転用は、農地への復元が確実と認められない場合は許可したらいけないと書いてあります。申請図面は、最初から残土処分場と書いてあるのです。農地の一時転用で農地に返しますということはどこにも書いてない。申請書を私は見せてもらってないので、どういう復元計画があるのかも分かりません。そこも含めて、この●●の残土処分場については法的に全くクリアしてない。万が一、崩れたときには、それは市長部局、農業委員会、県の農業会議、これらを含めて全ての責任で、さっきの話じゃないですけど、崩れたら責任誰が取るのかっていう話です。 これ、本当むちゃくちゃです。手続がどうのこうのというレベルの話じゃないのです。39度ってむちゃくちゃです。この調査士にも聞いたのですけど、前にも言いましたけど、危ないでしょうって、誰が見ても危ないのです。どうして今まで35m積み上がるまで誰も気がつかなかったのですか。私はそこを聞きたいです。市の開発指導課と農業委員会が何遍も見に行っとなるのでしょうか。何であれ気がつかないのですか。何で測らんの、今まで測ってないのですか。これ、本当に事務局長、誰が責任取る。局長が責任取ってですか。
木 村 局 長	すみません、そこについては、返答をしかねる状況でございます。
高 木 委 員	時間が長くなりますので、ぜひ採決を取っていただいて、無効かどうかは勝手に判断してください。我々としては一時停止させるべきだと私は思っております。そこから先の法的なことは、事務局、会長で審議して、きっちりまとめていただいて回答いただければと思います。
議 長	ないですか、ほかに。
小 田 主 査	すみません。長くなるのですけど、すみません。 最後に、先ほど法的に議決をされてもそれは無効であると申し上げたのですけれども、一応事務局といたしましては、まず事実関係の確認が第一、それに併せて法的根拠についても確認を行いながら、農業委員会として適切に対応しないといけないと考えておりますので、採決についてはご慎重にご判断いただきますようお願い申し上げたいと思います。
高 木 委 員	今になって慎重に判断って、最初から何で判断してないのですか。冗談じゃないですよ。誰が見てもすぐ分かる。のり枠がないのは誰が見ても分かるのです。それを何で今まで35mまでほったらかしにしているのです。理由になってない。採決お願いします。
議 長	ご意見はいただきましたので、ほかにないようですので、採決に入ります。 委員提出議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、委員提出議案第2号は原案のとおり決定ということとします。 以上です。 続きまして、日程第4の報告に入ります。 事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	資料の報告事項をお願いいたします。 報告第15号から第18号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 1 ページをお願いいたします。 報告第15号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2 ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は5件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3 ページをお願いいたします。 報告第16号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4 ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は7件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 6 ページをお願いいたします。

松下局長補佐		報告第17号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 7ページをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は16件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 10ページをお願いいたします。 報告第18号「農地転用（農業用施設）届出の受理について」でございます。 11ページをお願いいたします。 農業用施設への転用届は、今月分は4件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 以上でございます。
議	長	次に、日程5のその他に入ります。 委員から何かございましたらお願いします。
		< なし >
議	長	ないようでしたら、続いて事務局から報告がありますので、お願いします。
今岡係長		それでは、資料4の令和8年度農地保全年間活動スケジュールについて説明をさせていただきます。 A3のものになります。表の左側にNo.1から9までの項目がありますが、おおむね例年と同様のスケジュールで行っていただく予定としております。 現時点で確定している直近の予定について説明をさせていただきます。 1番、2番の項目のところですが、5月総会は5月29日を予定しております。 次に、6月ですが、6月1日に農業委員会の改選に伴う辞令交付式、そして6月3日に推進委員の委嘱状交付式を行います。 総会は、6月29日を予定しております。 なお、このスケジュール表には記載しておりませんが、6月16日の火曜日に全体研修会を予定しております。会場は、西条助実にあります東広島市消防庁舎2階講堂を予定しております。時間は、午前10時からと午後2時からで、担当地域に分けて2回行います。午前10時から、西条町、八本松町、志和町、高屋町の旧市の担当委員を対象に、午後2時から、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町の旧町の担当委員を対象に行う予定です。 詳細については、また別途ご連絡をさせていただきます。 続いて、7月は、7月14日火曜日に農地パトロール研修会を、同じく消防庁舎講堂2階で行う予定です。こちらは、午前に旧町の担当委員を対象に、午後に旧市の担当委員を対象に行う予定です。 こちらにつきましても、後日改めてご案内をさせていただきます。 次に、例年にないものとして、項番4番にあります③指針作成に向けた協議を8月から12月に地区協議会などで行わさせていただきます。 この指針については、農地等の利用の最適化の推進に関する指針というものでして、農業委員の改選ごとに3年計画として策定しているものです。 先ほど説明いたしました令和8年度最適化活動の目標では、単年度の目標を記載しておりますが、こちらの指針については3年単位の大枠の目標を定めるものとなっております。 そのほかについては例年と同様となりますので、後ほどご確認いただきますようお願いいたします。 説明は以上です。
議	長	ありがとうございました。 ほかにはありませんか。
		< なし >
議	長	ないようでしたら、委員の皆様には長時間にわたり審議、誠にご苦労さんでした。 それでは、木原会長職務代理者から次の総会について報告をお願いします。
木原職務代理者		今回は、5月総会は5月29日金曜日午前10時から303会議室で予定しておりますので、

木原職務代理者	ぜひご出席ください。 終わります。
議長	ありがとうございました。 以上で4月総会を閉会いたします。 この後に、互助会総会を行いますので、引き続きお願いします。時間も遅くなっている のですが、よろしくお願いします。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 11番 村 上 義 則 委員 12番 木 原 省 五 委員